

はしがき

金融機関における年金取引推進の取組み状況は、年を追うごとに厳しくなっています。その理由として、団塊世代が70歳前後に到達し、年金の新規請求対象者が年々減少していることがあげられます。また、平成25年4月以降は、年金の支給開始年齢の引上げにより、特別支給の老齢厚生年金の請求対象者が年度によっては男性または女性のいずれかのみとなり、このことも成果が出にくくなった要因の1つといえます。

従来、行職員による年金取引推進業務は、年金記録等を調べ、年金請求のアドバイスを行うことが中心となっていました。ねんきん定期便・ねんきんネットなどの普及により情報の入手が容易となり、年金事務所などでのサービスも拡充されたことから、お客様にとって照会や請求の手続きは身近なものとなっています。しかし、毎年のように変更される年金制度の仕組みが複雑かつ難解であることや、年金だけでは老後の資金は賄えない時代に突入したことから、行職員は照会・手続き重視の年金取引推進業務からアドバイス重視へと対応の変化が求められており、お客様に役立つ情報を伝え、アドバイスすることが必要とされています。

そこで本書では年金相談や年金受取口座の獲得（指定替え）について必要となる知識を体系的に取り上げ、わかりやすく解説しました。年金の基礎知識に加え、ねんきん定期便・ねんきんネットの見方、押さえておきたい年金請求の流れと各種書類の記入方法など、年金取引推進における幅広いニーズに対応しています。また、年金受取口座の獲得（指定替え）につながるトーク例を記載し、実務に即した内容となっていることも特徴です。

本書を活用され、年金取引推進に関する知識や理解を深めていただき、皆さまの一助となればこれにまさる喜びはありません。

2019年6月

経済法令研究会

第1章 年金取引推進の事前準備とお客様への声掛けのタイミング

第1節	年金取引推進の現状と今後の推進方法について	2
第2節	年金取引推進の事前準備	7
第3節	自行と他行の年金特典の分析	22
第4節	お客様への声掛けのタイミング	25

第2章 年金の基礎知識

第1節	よくある年金の勘違い	30
第2節	国民年金の保険料について	33
第3節	老齢厚生年金の年金額について	39
第4節	障害年金について	42
第5節	遺族年金について	44
第6節	今年度、年金を受給できるのは誰なのか	47
第7節	繰上げ請求について	52
第8節	繰下げの申出について	54

第3章 ねんきん定期便・ねんきんネットの見方

第1節	日本年金機構から送付される「ねんきん定期便」について	58
第2節	ねんきんネット（令和元年5月現在）	65

第4章 押さえておきたい年金請求の流れと各種書類の記入方法

第1節	年金請求の流れ（実施機関が厚生労働大臣（日本年金機構）の場合）	72
第2節	各種書類の記入方法	76
第3節	年金生活者支援給付金	78

第5章 年金相談と手続きのサポート

- 第1節 年金相談の現状と今後の年金相談に求められるもの 84
- 第2節 年金相談で活用できる資料について 86
- 第3節 年金請求手続きのサポートと注意点について 98

第6章 年金受取口座の獲得（指定替え）につながるトーク例

- 第1節 「効率的な年金取引推進リスト」を活用した推進トーク例 104

年金取引推進の現状と 今後の推進方法について

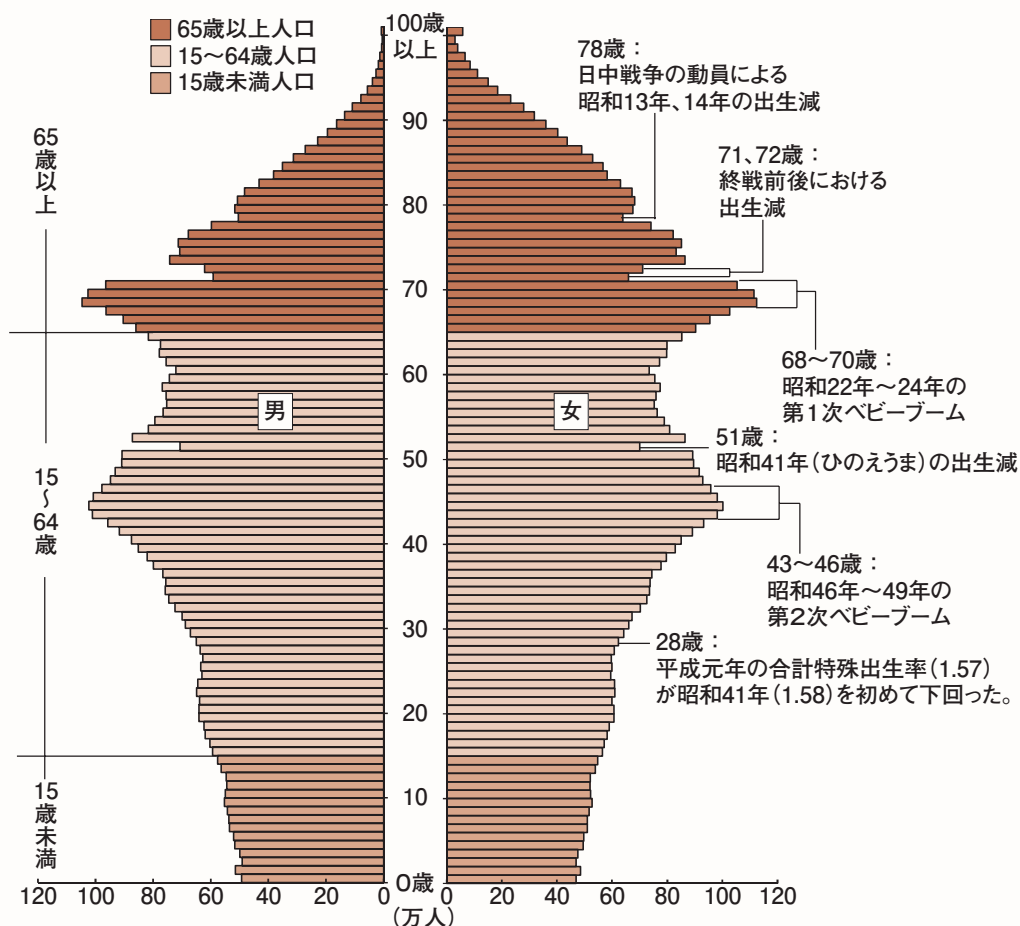
① 年金取引推進の現状

金融機関における年金取引推進の取組状況は、年を追うごとに厳しくなっています。金融機関の年金研修で行職員に話を聞くと、多くの方が「頑張ってもなかなか成果に結びつかず、年間目標の半分も獲得できればいいほうだ」と言います。

厳しくなっている理由として、団塊世代が70歳前後に到達し、年金の新規請求対象者が年々減少していることがあげられます。

◆ 我が国の人口ピラミッド

我が国の人口ピラミッド(平成29年10月1日現在)



(出所) 総務省「人口推計」

また、平成25年4月以降は、年金の支給開始年齢の引上げにより、特別支給の老齢厚生年金の請求対象者が、年度によっては男性または女性のいずれかのみとなり、このことも成果が出にくくなった要因の1つといえます。このような状況のなか、年金の受取口座数の減少を防ぐために、年金取引推進に力を入れる金融機関が増えており、それゆえ、これまで以上に競争が激化しているといえます。

ただし、このような状況でも、毎年目標件数を常に達成し続けている行職員がいます。なかには、年間に100件以上の年金受取口座を獲得している渉外担当者もいます。

本章では、年金受取口座をコンスタントに獲得するための推進方法やリストアップの方法について解説します。

② 年金取引推進におけるアンケート調査

筆者は、年金取引推進の研修を担当する際、参加者に年金に関するアンケートを記入してもらいます。このアンケートでは、前年の獲得実績とともに、年金取引推進で、お客様から断られた際の「お断りの理由」や、年金受取口座を獲得できた際の「指定の理由」について回答をもらいます。

下記は、「お断りの理由」と「指定の理由」の結果をまとめたものです。

【お断りの理由】

- ・自宅に近い金融機関で受け取りたい
- ・A銀行はどこにでも支店があって便利なのでA銀行で受け取りたい
- ・引き落としがB銀行の口座にたくさんあるので変えるのが面倒
- ・C銀行で働いている親戚（友人）から頼まれているから変更できない
- ・D銀行の年金特典を利用したいので変更できない

お客様のご自宅を訪問するたびに、その先々で上記のようなお断りのフレーズを浴びせられると、年金受取口座を獲得するのは困難という気持ちになるのも無理はありません。

しかし、年金受取口座を獲得できた場合は、下記のような指定理由をお客様から教えてもらうことができます。

「効率的な年金取引推進リスト」を活用した推進トーク例

① 国民年金保険料を口座振替しているお客様へのトーク例（予約）

国民年金保険料を自行の通帳から口座振替しているお客様には、下記のようなご案内をしてみてください。お客様から年金に関する話題をスムーズに引き出すことができます。

なお、国民年金保険料の納付は原則 60 歳までのため、59 歳の方に国民年金保険料の割引制度を説明してもあまり意味がありません。55 歳前後の方には割引制度を、60 歳前の方には任意加入制度をご案内するなどお客様の年齢に応じたご案内を心掛けてください。

トーク例



〇〇様、いつもご利用ありがとうございます。

実は、国民年金の保険料を当行の通帳から納めているお客様に、いくつかご案内をさせていただいております。

〇〇様にもぜひお伝えしたいとお伺いしました。

どんなことかしら？



ご案内の1つ目は、保険料の割引制度です。〇〇様は、保険料を毎月払いにされていますが、たとえば1年分をまとめて納めると、このチラシのように保険料が4,110円安くなります（チラシを提示）。1年分を前払いしたときの割引額は、金利でいうと約2%の利息を受け取るのと同じです。今の普通預貯金の金利は0.001%なので、2,000倍です。浮いたお金に少しプラスして、こちらのチラシのように付加保険料を納めれば、将来の年金を増やすこともできて一石二鳥ですよ。

そうなのね、当分は預貯金金利も期待できないから前払いを検討しようかしら。





ちなみに2年分をまとめて納めると保険料は15,650円安くなります。〇〇様の
場合、ご夫婦の国民年金保険料を毎年交互に2年分ずつ前納するという方法もあり
ます。年間の国民年金保険料の負担は、今まで毎年2人分（約16,000円×2＝約
32,000円）×12ヵ月分の計約384,000円を納めていたのが、この払い方に変え
ると、毎年1人分（約16,000円）×24ヵ月分の計約384,000円から15,650円を割り引
いてくれますので、かなりお得ですよ。手続きは、当行の窓口でもできますが、詳し
い内容をお知りになりたい場合は、当行の年金相談会にお越しください。なお、最寄
りの市町村役場や年金事務所でも相談や手続きができますよ。

1人分を2年ごとに交互に払えば、保険料が15,650円も割引かれて、しかも年間
の支払額を毎年一定にすることができるのでいいわね。

この払い方なら、確定申告の際の保険料控除額も毎年一定にできるわね。夫と相談
してみるわ。



ご案内の2つ目は、年金の繰上げ繰下げ制度についてです。〇〇様は、年金を受け
取られる時期を、原則の支給開始年齢からにする予定ですか？ それとも原則より早
めたり遅くしたりといった繰上げや繰下げを考えていらっしゃいますか？ もし、繰
上げや繰下げを検討されているようでしたら、ぜひお声掛けください。年金見込額を
お調べしたり、繰上げ繰下げ制度に関して詳しい説明をさせていただきます。

今のところ、繰り上げたり繰り下げたりするつもりはないわ。でも、気が変わるか
もしれないので、その時はお願いするわ。



はい、その際は、ぜひお声掛けください。

ご案内の3つ目は、国民年金の任意加入制度についてです。国民年金保険料の納付
は、原則60歳までですが、将来の年金額を増やすために60歳以降も保険料を納めるこ
とができます。このチラシにあるように、納めた保険料は、約10年間年金を受け取る
と元が取れる計算になるので、年金を65歳から受け取りだして75歳までで元が取れる
ことになります（チラシを提示）。

そうなんだあ。夫も私も保険料を納めていない期間が数年間あるから60歳が近づい
たらまた考えるわ。



第6章

年金受取口座の獲得（指定替え）につながるトーク例

著者紹介 (五十音順)

木村あきお (第2章・第3章・第4章担当) 社会保険労務士・CFP[®]認定者・1級DCプランナー

昭和49年奈良県生まれ、大阪育ち。大阪府立大学総合科学部卒業。社会保険労務士事務所に勤務後、平成11年、木村マネジメントサービスを開業。現在に至る。

年金専門の社会保険労務士として年金相談、年金セミナーなどに従事。年金の謎を解きながら資産運用の重要性を考える「年金ミステリー《黒猫探偵とカボチャ怪人》」といったセミナーが好評。年金アドバイザー2級・3級の受験対策講座の講師を務めるほか、大阪医療技術学園専門学校の非常勤講師として「障害年金」の授業を担当している。

高橋 誠 (第1章・第5章・第6章担当) 社会保険労務士

昭和48年大分県生まれ。福岡大学人文学部卒業後、大分県信用組合に入組。支店で渉外担当として5年間勤務。退職後、熊本大学大学院法学研究科修士課程に進学、社会保障法を専攻(法学修士)。平成19年、ななせ総合事務所(税理士、司法書士、社会保険労務士、不動産鑑定士の総合事務所 <http://www.nanase.biz/>)に入所。現在に至る。

平成23年より金融機関の年金相談および年金研修(基礎研修、推進研修、FST、検定対策)に携わる。現在は、年金のほか、労務管理やハラスメントに関する研修講師として活動している。

営業店の年金取引推進ガイド 2019年度版

2019年7月30日 2019年度版第1刷発行 編者 経済法令研究会
発行者 金子 幸 司
発行所 (株)経済法令研究会
〒162-8421 東京都新宿区市谷本村町3-21
電話 代表 03(3267)4811 制作 03(3267)4823
〈検印省略〉 <https://www.khk.co.jp/>

営業所／東京03(3267)4812 大阪06(6261)2911 名古屋052(332)3511 福岡092(411)0805

表紙デザイン／清水裕久 本文レイアウト／(有)ねころの一む イラスト／井上秀一
制作／中村桃香 印刷・製本／(株)日本制作センター

©Keizaihoireikenkyukai 2019 Printed in Japan

ISBN978-4-7668-3403-1

☆ 本書の内容等に関する追加情報および訂正等について ☆

本書の内容等につき発行後に追加情報のお知らせおよび誤記の訂正等の必要が生じた場合には、当社ホームページに掲載いたします。

(ホームページ [書籍・DVD・定期刊行誌](#) メニュー下部の [追補・正誤表](#))

定価は表紙に表示してあります。無断複製・転用等を禁じます。落丁・乱丁本はお取替えます。